

農業委員会の議事録を公開しておりますが、ホームページ上の公開に関しては、見る方が不特定多数であること等も考慮し申請者等の個人名は公開しないこととします。

なお、通常の縦覧は従前同様、農業委員会事務所で行っております。

佐呂間町農業委員会会長

第 2 1 回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

令和 7 年 3 月 27 日

佐 呂 間 町 農 業 委 員 会

議 事 録 署 名 委 員	9	平 川 智 司	委 員
	10	山 田 裕 之	委 員

第 21 回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

1. 開催年月日 令和 7 年 3 月 27 日 午後 2 時 10 分～午後 3 時 30 分

2. 開催場所 佐呂間町役場 2 階会議室

3. 議長の職氏名 佐呂間町農業委員会会長 大澤 好幸
 4. 書記の職氏名 佐呂間町農業委員会事務局長 海辺 雅裕
 佐呂間町農業委員会事務局次長 本田 利明
 佐呂間町農業委員会農地係長 藤田 真紗美

5. 出席委員

番号	氏 名	番号	氏 名
1	青野 英一郎	9	平川 智司
2	十亀 正	10	山田 裕之
3	青野 誠	11	齊藤 浩明
		12	田中 裕二
5	田村 通啓	13	橋本 聡
6	千葉 義則	14	渡部 洋

6. 欠席委員

番号	氏 名	番号	氏 名
4	山口 浩之	15	和泉 茂樹
7	荒田由紀野		
8	山越 透		

7. 議事日程

議事録署名委員の指名

議 案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 議 案第 2 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定
 について
 議 案第 3 号 令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について
 議 案第 4 号 令和 7 年度事業計画（案）について
 報告事項第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について
 報告事項第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について
 報告事項第 3 号 令和 6 年度農地法関係事務処理状況について
 報告事項第 4 号 令和 7 年度予算について

事務局 長	只今から、第 21 回農業委員会を開催いたします。 出席委員は、16 名中 12 名で、総会は成立しております。
議 長	議事録署名委員の指名を行います。 署名委員は、9 番平川委員さん、10 番山田委員さんを指名いたします。 それでは、議事に入りたいと思います。 報告事項第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について このことについて、事務局の説明を求めます。
事 務 局	報告事項第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について 下記の者より、農地法第 3 条の 3 の規定による届出があったので受理し、受理通知書を交付したので報告します。 番号 1 土地の所在が北 206 番 1 外 8 筆、現況地目、畑が 69,706 m ² 、採草放牧地が 24,596 m ² で合計面積 94,302 m ² 、届出者 札幌市 ●●●●さん、旧所有者が●●●●さん、権利取得日が令和 3 年 11 月 10 日で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あっせん希望は有です。 番号 2 土地の所在が富武士 147 番 1、現況地目が畑で面積 27,932 m ² 、届出者 富武士 ●●●●さん、旧所有者が●●●●さん、権利取得日が令和 6 年 12 月 15 日で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あっせん希望は無です。 番号 3 土地の所在が大成 47 番 1 外 13 筆、現況地目、畑が 80,817.10 m ² 、採草放牧地が 23,932 m ² で合計面積 104,749.10 m ² 、届出者 大成 ●●●●さん、旧所有者が●●●●さん、権利取得日が令和 5 年 10 月 6 日で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あっせん希望は有です。 番号 4 土地の所在が大成 334 番 外 20 筆、現況地目、畑が 165,100.17 m ² 、採草放牧地が 31,740 m ² で合計面積 196,840.17 m ² 、届出者 大成 ●●●●さん、旧所有者が●●●●さん、権利取得日が令和 7 年 2 月 10 日で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あっせん希望は無です。 以上です。
議 長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。 質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。
各 委 員	——— 異議なし ———
議 長	報告事項第 1 号は原案どおり承認いたします。
議 長	報告事項第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について このことについて、事務局の説明を求めます。
事 務 局	報告事項第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について 下記の者より、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知があったので、報告します。

番号 1

土地の所在が幌岩 210 番 7 外 23 筆、現況地目が畑で合計面積 133,349 m²、契約期間は令和 6 年 5 月 27 日から令和 11 年 5 月 31 日まで、合意解約の成立の日、引き渡しの日が令和 7 年 1 月 30 日、通知者が賃貸人●●●●さん、賃借人●●●●。解約後は売買です。

番号 2

土地の所在が若里 710 番 18 外 9 筆、現況地目が畑で合計面積 70,479 m²、契約期間は令和 2 年 1 月 30 日から令和 12 年 1 月 31 日まで、合意解約の成立の日、引き渡しの日が令和 6 年 4 月 17 日、通知者が賃貸人●●●●さん、承継人●●●●さん、賃借人●●●●。解約後は売買です。

番号 3

土地の所在が若里 740 番 1 外 10 筆、現況地目、畑が 53,277.86 m²、採草放牧地が 28,463 m²で合計面積 81,740.86 m²、契約期間は令和 4 年 10 月 31 日から令和 14 年 10 月 31 日まで、合意解約の成立の日、引き渡しの日が令和 6 年 12 月 20 日、通知者が賃貸人●●●●さん、承継人●●●●さん、賃借人●●●●さん。解約後は売買です。

番号 4

土地の所在が仁倉 945 番 B、現況地目が畑で面積 23,999 m²、契約期間は平成 28 年 4 月 28 日から令和 8 年 4 月 30 日まで、合意解約の成立の日、引き渡しの日が令和 7 年 1 月 8 日、通知者が賃貸人●●●●さん、賃借人●●●●さん。解約後は売買です。

番号 5

土地の所在が仁倉 945 番 A、現況地目が畑で面積 17,861 m²、契約期間は平成 21 年 3 月 26 日から平成 26 年 3 月 25 日まで、合意解約の成立の日、引き渡しの日が令和 7 年 1 月 8 日、通知者が賃貸人●●●●さん、賃借人●●●●さん。解約後は売買です。

番号 6

土地の所在が仁倉 757 番 1B 外 3 筆、現況地目が畑で合計面積 32,064 m²、契約期間は平成 18 年 6 月 29 日から平成 28 年 6 月 28 日まで、合意解約の成立の日、引き渡しの日が令和 7 年 1 月 8 日、通知者が賃貸人●●●●さん、承継人●●●●さん、賃借人●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号 7

土地の所在が中園 241 番 4 外 2 筆、現況地目が畑で合計面積 29,559 m²、契約期間は平成 30 年 6 月 26 日から令和 10 年 6 月 30 日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日が令和 7 年 2 月 28 日、通知者が賃貸人●●●●さん、賃借人●●●●さん。解約後は売買です。

以上です。

議

長

事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。
何か質問等、ありませんでしょうか。
質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。

各 議	委 員 長	———異議なし——— 報告事項第2号は原案どおり承認いたします。
議	長	報告事項第3号 令和6年度農地法関係事務処理状況について このことについて、事務局の説明を求めます。
事 務 局		報告事項第3号 令和6年度農地法関係事務処理状況について 令和6年度農地法関係事務処理状況について、別紙のとおり報告します。 令和6年1月から12月までに処理したものになります。 使用貸借が1件、面積は、畑が254,141㎡、採草放牧地が42,751㎡。 計1件で合計面積が296,892㎡です。 続いて、農業業経営基盤強化促進法（所有権移転、賃借権設定関係）について 売買が22件、面積は、畑が1,192,589.47㎡、採草放牧地が16,531.36㎡、施設用地が4,598㎡、合計面積が1,213,718.83㎡です。 賃貸借は64件、面積は畑が3,166,369.16㎡、採草放牧地が160,515.90㎡、合計面積が3,326,885.06㎡です。 計86件で、畑の面積が4,358,958.63㎡、採草放牧地が177,047.26㎡、施設用地が4,598㎡、合計面積が4,540,603.89㎡です。 次に、農地法第4・5条（転用関係）について 法第5条、住宅が1件、面積178.00㎡。計、住宅が1件、面積は合計で178.00㎡です。 つづいて、現況証明関係 宅地が筆数5筆、面積は14,187㎡、原野が7筆、64,809㎡、雑種地44筆、90,823.38㎡、合計56筆、面積が169,819.38㎡です。 次に、農地移動適正化あっせん事業について あっせん件数は86件、あっせん面積は、4,540,603.89㎡でした。 最後に、農業者年金関係について 老齢年金受給申請は旧年金が5名、新年金が9名で、計14名、特例付加年金受給申請は、1名でした。 以上です。
議	長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。 質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。
各 議	委 員 長	———異議なし——— 報告事項第3号は原案どおり承認いたします。
議	長	報告事項第4号 令和7年度予算について このことについて、事務局の説明を求めます。 報告事項第4号 令和7年度予算について 令和7年度佐呂間町農業委員会予算を、下記のとおり定めたので報告します。 歳入 ○農林水産業手数料 34,000円 諸証明手数料となります。 ○農林水産業費補助金 5,333,000円 農業委員会活動促進事業費補助金となります。

		○雑入 480,000 円 農業者年金業務委託手数料となります。 歳入合計が 5,847,000 円 昨年と比較して、1,177,000 円の増となっています。 歳出 ○農業委員会費 20,708,000 円 報酬から負担金補助及び交付金の金額内訳は、記載の通りとなっています。 次の 2 ページには、詳細内訳を掲載しております。 昨年と比較して、799,000 円の増となっています。 以上です。
議	長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。
		何か質問等、ありませんでしょうか。
各	委	質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。
議	員	———異議なし———
	長	報告事項第 4 号は原案どおり承認いたします。
議	長	次に、議案の審議に入ります。
		議案第 1 号 農地法第 2 条第 1 項の農地の該当の有無について
		このことについて、事務局の説明を求めます。
		議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
		農地法第 5 条の規定に基づき、下記の者より農地等転用の許可申請があったので、可否について審議願います。
		番号 1
		土地の所在が幸町 51 番 82、現況地目が畑で面積 330 m ² 、農振農用地区域外で、役場から 500 メートル以内の佐呂間市街地地区に位置し、市街地化が見込まれる区域内の農地のため、第 2 種農地と判断されます。
		譲渡人●●●●さん、譲受人●●●●さん●●●●さん、売買による転用で、申請理由は●●●●さんと●●●●さんの資材置場、駐車場造成です。資材置場、駐車場造成を設置するにあたっては隣接する宅地に囲まれていることを確認しています。
		転用に係る費用は 660,000 円で、自己資金、佐呂間郵便局の残高証明書の提出を受けています。申請農地に転用の妨げとなる権利もなく、隣接地への影響についても、問題がないため、許可相当と思われます。
		3 月 26 日に担当農業委員さんと現地調査済みです。
		図面で説明いたしますと、(1 ページ) となります。
		申請地は、道道富士佐呂間線付近、幸町第 2 新幸道路付近、佐呂間小学校グラウンドから東へ 410m 程の土地となります。図面 (2 ページ) は土地の利用計画図となります。赤線の部分が現在農地となっており今回許可申請のある土地となります。
		以上です。
議	長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。
		何か質問等、ありませんでしょうか。
		質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。
各	委	———異議なし———
議	員	議案第 1 号は原案どおり決定いたします

議 議	長 長	議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について このことについて、事務局の説明を求めます。
事 務 局		番議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法の規定により、佐呂間町長より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。 番号 1. 利用権の設定等を受ける者が、東 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が西富 ●●●●さん。土地の所在が幸町 36 番 1 外 2 筆、現況地目が畑で合計面積 26,003 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 7 年 3 月 28 日から 10 年間、賃貸料は年額 60,000 円、10 ㍻当たり 2,300 円で、新規のあっせんです。あっせん会につきましては、令和 7 年 3 月 11 日から 1 回実施しております。 図面で説明いたしますと（3 ページ）です。 申請地につきましては、佐呂間 2 8 号道路、北 6 線道路付近の土地となります。 番号 2. 利用権の設定等を受ける者が、栃木 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が栃木 ●●●●さん。土地の所在が栃木 528 番 1 外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 7,235 m²です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は 507,000 円、10 ㍻当たりの単価は 70,000 円です。あっせん会につきましては、令和 7 年 3 月 10 日から 1 回実施しております。 図面で説明いたしますと（4 ページ）の土地です。 申請地につきましては、栃木幹線道路の東側の土地となります。 番号 3. 利用権の設定等を受ける者が、共立 ●●●●、利用権の設定等をする者が共立 ●●●●さん。土地の所在が共立 47 番 1 外 3 筆、現況地目が畑で合計面積 16,689 m²です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は 770,000 円、10 ㍻当たりの単価は 46,000 円です。あっせん会につきましては、令和 7 年 3 月 11 日から 1 回実施しております。 図面で説明いたしますと（5 ページ）の土地です。 申請地につきましては、道道留辺薬浜佐呂間線の東側、共立 9・10 線間道路付近の土地となります。 番号 4. 利用権の設定等を受ける者が、幌岩 ●●●●、利用権の設定等をする者が北見市 ●●●●さん。土地の所在が幌岩 210 番 7 外 23 筆、現況地目が畑で合計面積 133,349 m²です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は 12,190,000 円、10 ㍻当たりの単価は 91,000 円です。あっせん会につきましては、令和 7 年 3 月 10 日から 1 回実施しております。 図面で説明いたしますと（6 ページ）です。 申請地につきましては、国道 2 3 8 号付近、幌岩 4 号道路沿いの土地となります。 番号 5. 利用権の設定等を受ける者が、富武士 ●●●●、利用権の設定等をする者が若里 ●●●●さん。土地の所在が若里 777 番 4 外 1 筆、現況地目、畑が 513 m²、

採草放牧地が 897 m²、合計面積 1,410 m²です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は 49,350 円、10 畧当たりの単価は 35,000 円です。あっせん会につきましては、令和 7 年 3 月 11 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（7 ページ）青枠の土地です。

申請地につきましては、若里基線道路沿いの西側、●●●●宅周辺の土地となります。

番号 6.

利用権の設定等を受ける者が、富士 ●●●●、利用権の設定等をする者が旭川市 ●●●●さん。土地の所在が若里 710 番 18 外 10 筆、現況地目が畑で合計面積 71,403 m²です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は 2,466,765 円、10 畧当たりの単価は 35,000 円です。あっせん会につきましては、令和 6 年 4 月 25 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（7 ページ）黄色枠の土地です。

申請地につきましては、若里基線道路沿いの西側、●●●●宅周辺の土地、番号 5 の近隣地となります。

番号 7.

利用権の設定等を受ける者が、若里 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が旭川市 ●●●●さん。土地の所在が若里 740 番 1 外 10 筆、現況地目、畑が 53,277.86 m²、採草放牧地が 28,463 m²で合計面積 81,740.86 m²です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は 2,000,000 円、10 畧当たりの単価は 24,000 円です。あっせん会につきましては、令和 7 年 3 月 11 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（8 ページ）です。

申請地につきましては、若里幹線道路沿い東側の土地となります。

番号 8.

利用権の設定等を受ける者が、若里 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が若里 ●●●●さん。土地の所在が若里 491 番 3 外 5 筆、現況地目が畑で合計面積 16,389 m²です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は 732,750 円、10 畧当たりの単価は 45,000 円です。あっせん会につきましては、令和 7 年 3 月 11 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（9 ページ）の土地です。

申請地につきましては、若里北幹線道路沿い、若里東 10 号道路沿いの土地となります。

番号 9.

利用権の設定等を受ける者が、仁倉 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が北 ●●●●さん。土地の所在が仁倉 944 番 1 外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 44,288 m²です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は 3,540,000 円、10 畧当たりの単価は 80,000 円です。あっせん会につきましては、令和 7 年 3 月 1 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（10 ページ）の土地です。

申請地につきましては、道道仁倉端野線沿い東側の土地となります。

番号 10.

利用権の設定等を受ける者が、仁倉 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が

		北 ●●●●さん。土地の所在が仁倉 757 番 1B 外 3 筆、現況地目が畑で合計面積 32,064 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 7 年 3 月 28 日から 10 年間、賃貸料は年額 64,000 円、10 ㍻当たり 2,000 円で、前は 5,000 円でした。あっせん会につきましては、令和 7 年 3 月 10 日から 1 回実施しております。 図面で説明いたしますと（11 ページ）の土地です。 申請地につきましては、道道仁倉端野線付近、仁倉鉾山道路入口の西側へ 270m ほどの土地となります。 番号 11. 利用権の設定等を受ける者が、武士 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が中園 ●●●●さん。土地の所在が中園 77 番 1 外 16 筆、現況地目が畑で合計面積 192,009 m²です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は 9,216,000 円、10 ㍻当たりの単価は 48,000 円です。あっせん会につきましては、令和 7 年 3 月 17 日から 2 回実施しております。 図面で説明いたしますと（12 ページ）です。 申請地につきましては、国道 3 3 3 号の西側、中園 1 1 線道路の付近、●●●●宅周辺の土地となります。 以上です。
議	長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。 質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。 ———異議なし———
各 議	委 員 長	議案第 2 号は原案どおり決定いたします
議	長	議案第 3 号 令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について このことについて、事務局の説明を求めます。
事 務 局		議案第 3 号 令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について 令和 7 年度最適化活動の目標の設定等を別紙のとおり定めたいので審議願います。 別紙でお配りしています、別紙様式 1、令和 7 年度最適化活動の目標の設定等をご覧ください。 令和 4 年 2 月 2 日付、農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」により、令和 4 年度から最適化活動の目標の設定を行っています。 令和 7 年度最適化活動の目標について、主に昨年度との変更点を中心に説明いたします。 1 ページ目は、農業委員会及び農地等の現状について記載しており、この部分は大きな変更はありません。 2 ページ目は最適化活動の成果目標について、農地の集積、遊休農地の解消についての目標を掲載しています。集積率の目標の設定について、目標年度と目標値から逆算し、今年度の目標は 92.1%と設定しました。 3 ページ目ですが、昨年度から設定することになった最適化活動を行う日数目標については、今年度同様 10 日と設定しています。 以上、ご意見・ご質問等ありましたら、よろしくお願いいたします。

議 議 各 議 議 委 員 長	以上です。 事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。 ——— 異議なし ——— 議案第 3 号は原案どおり決定いたします 議案第 4 号 令和 7 年度事業計画（案）について このことについて、事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第 4 号 令和 7 年度事業計画（案）について、 令和 7 年度佐呂間町農業委員会事業計画を、下記のとおり定めたいので審議願います。 1. 事業方針 佐呂間町農業委員会は、農業者の利益を代表する公的機関として、関係機関との連携を図りながら、厳しい農業情勢に対応するため、農業基盤整備、農用地の集積、農業の担い手対策等の諸制度の充実強化を図るとともに、北海道農業会議の行う農政諸活動に積極的に参加し、佐呂間町農業の振興と農業者の地位の向上及び経営の安定に寄与する。 また、農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）を推進し、地域における現場活動、農地中間管理機構との連携等、農業・農村が持続的に発展していくために、担い手が将来にわたり意欲と希望を持って安心して営農に取り組める施策の実現や、農業・農村の実情や特色を踏まえた経営の安定に資する施策の確立をめざします。 2. 事業内容 1 の諸会議の開催及び参加につきましては 1) 農業委員会総会の開催を毎月 1 回、年 12 回予定しています。 2) から 6) につきましては、道内、管内、町内で行われる農業委員会関係団体等の各種会議に参加いたします。 2 の研修会等の参加につきましては、1) から 6) まで、農業委員、農業者年金業務などの各種研修会に積極的に参加するとともに、道内視察研修を予定しています。 3 の農政・農地推進活動につきましては、7 項目上げております。 1) 本町農業の現状と特殊性の分析をふまえ、農畜産物の需要動向に即応し、かつ農業生産の効率化、低コスト化を図り、農業基盤の確立を推進するため、自らの組織の活性化と体制を整備し取り組む必要があります。 また、「意欲と能力のある担い手の育成・確保」、「優良農地の確保と有効利用」の促進に向けた対策を一層強力に進めます。 今後これらの取扱に留意しながら農業経営の体質強化とそのための構造・経営対策を一層加速させ地域農業振興が図られるように農業委員会系統組織一体となり推進いたします。 2) 農業経営基盤強化対策の推進につきましては、農業経営基盤強化と農用地対策の推進にあたって、農地法・農業経営基盤強化促進法により、効率的かつ安定的な農業経営体を育成し、農用地の確保・保全を図るとともに、農地の利用集積、有効利用対策に取り組めます。また、農地中間管理事業との連携を図るとともに、税制度の優遇措置等について国に強く要望いたします。 3) 農地基盤の整備促進につきましては、予算確保に努め、事業の促進を図ります。 4) 優良農地の確保・有効利用の推進と遊休農地の解消につきましては、農業委員会の中心的業務であることを再確認し、農地法等法令業務の厳正・適格な推進、遊休

		農地等の解消・遊休化の未然防止などの諸対策を強力に推進いたします。 5) 農業の担い手の育成確保につきましては、高齢化など担い手の弱体化や農地有効利用の後退等が心配されるなか、農業の担い手を積極的に育成し、中核農家への農用地の集積、各種施設の集約を推進するとともに、優れた農業の担い手の育成や新規就農者対策を関係機関と協力し推進いたします。 6) 地域農業の確立、推進につきましては、町内における適地適作を基本に、地域農業の振興のため施策を強化するとともに、農業者の意向を農業施策に反映させ、地域農業の充実を図ります。 7) 優良農村青年につきましては、オホーツク農業委員会連合会が行う表彰に、優れた農村青年の推薦を行います。 4の主な事業計画。 計画値は過去の実績をもとに本年度の計画としています。面積はヘクタール単位で説明いたします。 1) 農地法第3条権利移動・設定関係 売買1件2ha、贈与1件2ha、賃貸借2件4ha、使用貸借2件40ha 農業経営基盤強化促進法権利移動・設定関係 売買20件100ha、賃貸借80件400ha 農地法第4・5条転用関係 法第4条2件1ha、法第5条2件1ha 現況証明関係50筆15ha、農地移動斡旋100件500ha 2) 農業者年金関係 老齢年金受給申請10件、特例付加年金受給申請5件 説明につきましては以上であります。よろしくご審議いただき、ご決定くださいますようお願いいたします。
議	長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。 ———異議なし———
各 議	委 員 長	議案第4号は原案どおり決定いたします その他 各委員さんの方から何かありませんか。
議 各 議	長 委 員 長	———ありません——— なければ第21回農業委員会総会を終ります。

